

かぬま KANUMA-NIKKO について



戦場ヶ原から太郎山（日光市）

誌上講演
職場の窓は割れていませんか

10

2016（平成28年）冬号
vo10.

1月1日／広報委員会
通巻第55号



公益社団法人鹿沼日光法人会

めざします、企業の繁栄と社会への貢献

公開講演会のご案内

講師 外交ジャーナリスト 作家
て しま りゆう いち
手嶋龍一氏

テーマ 動乱の21世紀を読み解く
～中国の台頭と日米同盟～

日時 平成28年3月5日（土）
開場：午後1時30分 開演：午後2時

会場 鹿沼市民文化センター 小ホール

入場 無料（*ただし、入場には、入場整理券が必要です。）

お問合せ・整理券配布窓口

本誌折込みのチラシをご覧ください。

新年、あけましておめでとうございます



会長 高橋 宏



「不易流行」

企業でも、また組織や団体等においても、変えてはいけないことが変わなければいけないことはある。ただ、その見極めがむずかしい。法人会も、この精神で活動していきたい。



副会長 片柳 伸一



明るく元気に
笑顔が一番！



副会長 相良 芳隆

酒は楽しく
飲みましょう

発想の転換の
年に！

法人会の活動に
皆で参加しよう

副会長 西岡 一明

副会長 野口 義和

あけましておめでとうございます



鹿沼税務署

署長 北條 進午

「萬事勝意」

くじけずに頑張れば
きっと良いことがある

皆様にとって本年が
佳き年となりますよう
お祈り申し上げます。

今年もよろしくお願ひいたします



副会長 池澤 達夫



人事を尽くして
天命を待つ



青年部会長
斎藤 潔

世の為 人の為に
善きことを



温故知新

副会長 赤間 郁雄

情は人の為ならず

女性部会長

小田部 周子

“職場の窓”は割れていませんか

産業カウンセラー 柏木勇一

いきなりこんなタイトルに接して驚かれたかもしれません。窓が割れいたら風雨が入つて仕事どころではありますね。まあ、読んでください。

◆人それぞれ、といつても我慢できなかつたAさん

自動車部品メーカーで主に経理事務を担当するAさんは30代前半。ていねいな仕事を買われて総務部門全社の仕事も手伝うようになります。人事、労務、工場の勤怠管理など仕事の幅が広がつてきました。大事ではないし、簡単に会員も増やせない、という会社の方針を理解し、自分の将来も悩んでいました。仕事のコンロールに悩んで1回相談を受けた方でした。

とはいつても、工場の勤怠状況を自分の目でみて、価値観や考え方の違いでは片づけられないという現実に接しました。企業ではないし、簡単なミスや怠慢がこのまま許されていいのか：実はこの2、3年、会社の業績は伸び悩んでいました。赤字ではなかつたので、上層部は真剣に対策は取つていません。仕事上のミスにつきものです。社員全員がつつきものです。社員全員が

することも大切。自分が、こらすべき、と考えてそれを通そうとしてもうまくいかない」という言葉にも納得できました。

◆職場のほころびをチェックしていくことを忘れないように

Aさんが感じた不安は実

は大変重要なことです。ここでタイトルの説明をします。アメリカの犯罪心理学者ジヨーディ・ケリングが1970年代に発案したのが「割れ窓理論」です。窓が割れた建物を見た時、人は防犯対策を取つていないと感じる。犯罪が起きる環境、という考えです。その後職場にも広がつていきました。

Aさんの行動はまだ道半ばです。いかがですか？皆さんの職場にもひょっとしたら“割れ窓”つまり小さな温床になる小さなほころびがあるかもしれません。

Aさんは、この理論を知っていたわけではありません。何でもないようなミスや怠慢には理由があるはず。当事者が許されないと感じた場合、これではダメだという意識が薄れ、それが工場内に広がっていくことへの不安も感じました。

ダメだという意識が薄れ、そのため工場内に広がっていくことへの不安も感じました。

Aさんは、この理論を知つて、いた業績を改善していくました。何でもないようなミスや怠慢には理由があるはず。当事者が許されないと感じた場合、これではダメだという意識が薄れ、それが工場内に広がっていくことへの不安も感じました。



産業カウンセラー 柏木 勇一

◆筆者紹介

柏木 勇一（かしわぎ・ゆういち）一九四一年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。厚生労働省認定産業カウンセラー協会認定キャリア・コンサルタント、家族相談士、交

税金 答問 Q & A

答え
給与等として課税の対象になります。

創業20周年等の区切りを記念して従業員に対し記念品等を支給することは、一般的に行われているものであり、この記念品等については、①その支給する記念品が社会通念上記念品としてふさわしいものであり、かつ、

問い合わせ
1 創業20周年を記念して従業員に支給した商品券

Q 当社では、創業20周年を迎えたことから、本年12月に在籍する全従業員に対し、一律1万円分の商品券を支給することとしました。

この場合、従業員に支給した商品券については、どのように取り扱われますか。

問い合わせ

1 創業20周年を記念して従業員に支給した商品券

（所得税基本通達36-22）
この取扱いを受けるのは記念品に係る経済的利益に限られるため、記念品に代えて支給する金銭については、給与等として課税の対象になります。

質問のように、会社の創業記念として商品券の支給が行われる場合、その支給を受けた各従業員は当該商品券と引き換えに商品を自由に選択して入手することができますが可能となりますので、商品券の支給については金銭による支給と異なるといえます。

したがって、質問の商品券の支給については、課税しない経済的利益には該当せず、給与等として課税の対象になります。

2 自由に選択できる永年勤続者表彰記念品

問い合わせ

Q 当社では、永年勤続者表彰に当たり、表彰対象の従業員に一定金額の範囲内で自由に品物を選択させ、その希望の品物を購入の上、永年勤続者表彰記念品として支給しています。

この場合、その金額はそれほど多額ではないため、課税しないこととして差し支えありませんか。

問い合わせ

記念品の金額の多少にかかわらず、その品物の価額を給与等として課税することとなります。

永年勤続者の表彰のための記念品については、その支給が社会一般的に行われているものであり、また、その記念品は、通常、①市場への売却性、換金性がなく、②選択制も乏しく、③その金額も多額となるものでないこと等から、現金による手当とは異なり、強いて課税しないこととしています。



しかし、同様の趣旨から、現物に代えて支給する金銭については、たとえ永年勤続者に対するものであつても非課税と取り扱うことはしないこととしています。

質問のように、自由に記念品とする品物を選択できるとすれば、それは使用者から支給された金銭でその品物を購入した場合と同様の効果をもたらすものと認められますから、非課税として取り扱っている永年勤続者の記念品には該当しません。

お 知 ら せ

確定申告相談会場は「鹿沼商工会議所アザレアホール」です

○開設期間

平成 28 年 2 月 15 日（月）から 3 月 15 日（火）まで（土、日を除きます）

○受付時間

午前 9 時から午後 4 時まで

○会場

鹿沼商工会議所 アザレアホール（鹿沼市睦町 287-16）

※会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合があります。

※申告書の作成には時間を要しますので、お早めにお越しください。

※上記の確定申告会場開設期間中は、鹿沼税務署庁舎では申告相談を行っておりません。

※駐車場は混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

※申告会場ではご自身でパソコンを操作し申告書を作成いただくことを基本としています。

※確定申告会場では、納税は取り扱っておりません。振替納税をご利用いただくか、お近くの銀行、ゆうちょ銀行等で納めていただくようお願いします。

財産債務調書の提出制度創設について～財産及び債務の明細書提出制度の見直し～

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、次の（1）及び（2）のいずれにも該当する方は、財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額等を記載した財産債務調書を 3 月 15 日までに提出していただく必要があります。平成 27 年 12 月 31 日の状況については、平成 28 年 3 月 15 日（火）までに提出してください。

- (1) その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額（注 1）が 2 千万円を超えること。
- (2) その年の 12 月 31 日において、その価額の合計額が 3 億円以上の財産又はその価額の合計額が 1 億円以上の国外転出特例対象財産（注 2）を有すること。

（注 1）申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除後の所得金額の合計額を加算した金額です。ただし、

- ①純損失や雑損失の繰越控除
- ②居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- ③特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- ④上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- ⑤特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- ⑥先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。

（注 2）「国外転出特例対象財産」とは、所得税法第 60 条の 2 第 1 項に規定する有価証券等並びに同条第 2 項に規定する未決済信用取引等及び同条第 3 項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で
効率UP!

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Tax を利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Tax を利用して
所得税及び
復興特別所得税の
申告をすると
こんなメリットが！

添付書類の
提出省略
還付が
スピーディー

法人会は会社経営の効率化のために
e-Tax の普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索

所得税の確定申告は自分で作成してお早めに

平成 27 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、2 月 16 日（火）～3 月 15 日（火）までです。

確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合があります。 申告書はご自分で作成し、郵送などにより、お早めに提出してください。

国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」をご利用いただくと自宅等で確定申告書が作成できますので、書面で印刷して送付又は、e-Tax で送信（事前準備が必要）のいずれかの方法でご提出ください。

雑損控除等の申告相談会について

台風 18 号などの災害により、住宅や家財などに損害を受けられた方は、雑損控除又は災害減免法の適用により、平成 27 年分の所得税等の全部又は一部が軽減される場合があります。

鹿沼税務署及び鹿沼市並びに日光市では、次のとおり雑損控除等の申告相談会を共同開催いたします。

○対象者

被害を受けた方

○日程及び会場

平成 28 年 2 月 2 日（火）・3 日（水）

日光市鬼怒川温泉大原 1404-1 藤原総合文化会館 2 階会議室（藤原公民館）

平成 28 年 2 月 4 日（木）・5 日（金）

鹿沼市睦町 287-16 鹿沼商工会議所会議室

○時間

（午前）9:30～12:00（午後）1:30～4:00

※申告相談会にお越しになる方は、次の書類をお持ちください。

- ①被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの（建物の請負契約書等）
- ②被害を受けた家屋の取得価額が分からない場合は、その面積が分かるもの（登記事項証明書等）
- ③被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用、修繕費用などの分かるもの（請求書、領収書等）
- ④被害を受けたことにより受ける保険金等の金額が分かるもの（保険金の支払通知書等）
- ⑤市町村から「り災証明書」の交付を受けている場合には、その証明書（写し可）
- ⑥源泉徴収票や青色申告決算書、所得控除に関する証明書など確定申告書の作成に必要な書類

公的年金等を受給されている方へ～確定申告不要制度のお知らせ～

平成 23 年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成 27 年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給される方は、この制度は適用されないこととなりました。

復興特別所得税の記載をお忘れなく

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。

平成 25 年分から平成 49 年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に 2.1% の税率を乗じて計算した金額です。

また、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について、源泉所得税が徴収される場合には、復興特別所得税が併せて徴収されます。

270名が参加!!

“第2回税金クイズ”
を実施!



この税金クイズは、小学生・中学生をはじめ、大人の方も対象として、事前に用意した税金に関するクイズに回答いただき、その場で採点を行うものです。

そして、参加いただいた全員に記念品を、さらに、全問正解者には、法人会オリジナル景品を進呈するものです。

クイズは、「大人用」「中小学生用」「小学生低学年用」の3種類を用意し、それぞれクイズに答えていただき、今回は、昨年を上回る270名の参加をいただきました。

全問正解者はあまりおらず、消費税等税制への関心が高まる中、極めて有意義な事業となりました。

また、当会場で、「1億円の重さを体験していただき」ということで、「1億円のレプリカ」を用意、「へーこんなに重いんだ!」と、参加者からは、「驚きの声が上がつておりました。

当日は、日光市、にぎわいあるまちづくり研究会の主催者からも全面的な協力をいたしました。

この事業は、税に関する知識と納税に対する意識の高揚を図るために実施するもので、当日は、あいにくの雨天にも関わらず、大勢の人が会場を訪れました。

青年部会員の皆様、地元役員の皆様、大変お疲れ様でした。

平成28年度 税制改正 提言書」を鹿沼市・日光市の各市長に提出!!

当会は、(一社)栃木県法人会連合会が、県内各法人会とともにまとめた「平成28年度税制改正提言書」を、管内の各市長・議長・教育長に提出しました。

日光支部においては、去る9月7日(月)に、西岡副会長、野口副会長、赤間副会長が、斎藤文夫日光市長、手塚雅己日光市議会議長、前田博日光市教育長に直接手渡しました。

また、鹿沼支部においては、10月26日(月)に、高橋会長、片柳副会長、池澤副会長が、佐藤信鹿沼市長、横尾武男鹿沼市議会議長、高橋臣一鹿沼市教育長に、要望書を直接手渡しました。

法人会よりの税制改正提言に対する、積極的な取組みを期待しております。

全法連「平成28年度 税制改正に関する提言」 を、地元選出国會議員 に提出しました。

当会は、去る11月14日、(公社)全国法人会総連合がまとめた「平成28年度税制改正に関する提言」を、地元選出の福田昭夫国會議員に提出しました。

なお、提言書の内容は、当広報誌夏号(第8号)に掲載しております。

この提言書は、全国の法人会の意見として、(公社)全国法人会総連合がまとめたものです。

国レベルでの、本提言に対する取り組みをお願いいたします。



鹿沼支部

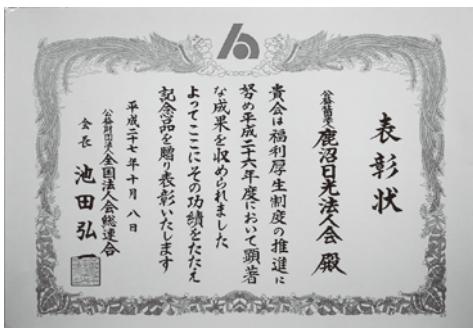


日光支部

平成27年度税を考える
週間」関係団体による
「国税関係納税表彰式」
を開催!!



去る11月13日（金）、「税を考える週間」事業として、「国税関係納税表彰式」が開催されました。これは、鹿沼税務署管内関係団体11団体による国税関係納税表彰式で、ニューサンピア栃木木を会場に開催されました。当日は、鹿沼税務署長表彰及び各団体会長より、感謝状が行されました。



◎【公社】鹿沼日光法人会
会長感謝状受賞者

香川 道雄（本会理事）

青木マサ子（女性部会幹事）

菊池 知子（日光支部幹事）

根本 芳彦（本会理事）

黒圖トキ子（女性部会幹事）

高田 清一（本会広報委員会委員）

*受賞された皆様方 大変、

おめでとうございました。

当会が、福利厚生制度推進についての表彰状を授与！

（公社）鹿沼日光法人会は、平成26年度の福利厚生事業の推進に努め、顕著な功績があつたとして、（公財）全国法人会総連合より、表彰されました。今後とも、会員皆様のご協力をご支援をお願いいたします。

平成27年度
第2回理事会を開催!!

去る11月24日（火）、午後2時より、ニューサンピア栃木において、第2回理事会が開催されました。

高橋会長挨拶の後、議事となり、上程された議案は、すべて可決承認されました。

【第1号議案

委員会委員推薦の件】

欠員となつてゐる、厚生委員会委員について、藤原栗山brookより、同brook幹事 福田慶子氏（有限会社福洋電機商会）の推薦があり、この件について全会一致承認を得ました。

【第2号議案

平成27年度上期事業報告の件】

平成27年4月1日から9月30日までの上期事業について報告を行い、全会一致承認を得ました。

【第3号議案

平成27年度上期収支報告の件】

平成27年4月1日から9月30日までの上期収支について報告を行い、全会一致承認を得ました。

【第4号議案

入会事業所報告の件】

平成27年4月1日から平成27年9月30日までの入会事業所7件の報告を行い、全会一致承認を得ました。

マイナンバー制度
実務対策セミナーを開催！

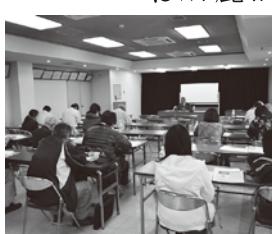
去る11月10日（火）午後2時より、鹿沼商工会議所アザレニアホールにおいて、マイナンバー制度実務対策についてのセミナーを開催しました。研修会には、会員58名が参加、講師に、（株）ヒューマンリソースみらい代表取締役特定社会保険労務士の荒木秀氏を招聘して実施しました。

バーニーは、企業にとって重要なテクノロジーであり、大変有意義な研修会となりました。



法人税・消費税の
決算説明会を開催

去る12月4日（金）・11日（金）の2日間、日光支部（（於）日光商工会議所今市事務所大会議室）と鹿沼支部（（於）鹿沼商工会議所大会議室）において、「法人税・消費税の決算説明会」を開催しました。



工會議所12
去る業いがし企招アフ工議會(株)駿氏を
の事」3とつて企招アフ工議會(株)駿氏を
いうタインで企成の助成の活用・財務に
務に關す



経営者セミナー

事務所大会議室において開催しました。当日は、会員30名が参加、北條鹿沼税務署長をお迎えしての講話、懇談の後、「道の駅日光街道二コニコ本陣」の施設見学会を実施、会員の親睦と、税務に関する知識の高揚につなげることができました。



支部だより

◆接客セミナーを開催

施しまして、手書きで手の心情や人柄が見える等、文字の素晴らしさを学びました。受講者も有意義な講習を楽しんでいました。



また、12月8日（火）日光市中央公民館小ホールにおいて、大和住銀投信投資顧問、国枝眞一郎氏を招聘して、「世界の中の日本」景気・経済の行くえ～く」というタイトルで開催しました。いずれのセミナーも、企業経営に大変役立つ内容となりました。

◇税務研修会・県外視察研修会を開催

鬼怒川温泉を訪れるお客様の玄関口である鬼怒川温泉駅・鬼怒川公園に色と



社会貢献

の職人芸を存分に樂しみました。
天候にも恵まれ、会員相互
の親睦も図ることが出来、大
変有意義な研修となりました。



• 会員の皆様、大変お疲れ様でした



足尾ブロックでは、去る11月6日（金）、足尾銅山観光入口信号交差点の歩道及びその周辺駐車場付近で、クリーン



◇クリーンキャンペーン事業を実施

りどりの花のプランターを置いて頂きました。観光客のほか、通勤通学等で駅を利用する人々の気持ちが和むよう継続して活動を行いたいと思います。

雑談×雑学の庭

最適温度で飲む日本酒はおひしり

フリーランスライター

藤木順平

「日本酒の日」というのがあるそうだ。知らなかつた。毎年10月1日がそれだ。筆者は毎日が「日本酒の日」というくらいの“日本酒党”だというのに。

昔の言葉に――

酒は燗 看は刺身 酌は髪（たば）

〔髪＝日本髪を結った際の後方に張り出した部分。転じて若い女性のこと〕

――というのがある。日本酒は燗酒に限る。酒の看といえれば刺身。そして、お酌は……これは、まあ、手酌というところで。

以前、居酒屋で酒を頼んだら、「冷やですか？ 热燗ですか？」と聞いてきた。この若い店員さん、日本酒の燗は熱燗しかないと思つてゐるみたい。冬場の吹きさらしじやあるまいし、ふうふう吹きながら飲む熱燗はいただけない。

ある酒造メーカーのウエブサイトによると、注いだときに湯気の出る上燗（じょうかん）といわれる45度ほどの酒がおいしいとしている。さすがプロの人たちだ。同感である！

聞きかじりの酒飲みはよく人肌（35度程度）というが、飛びつきり上等の酒ならいざ知らず、あれは思つたよりぬるものだ。なにを勝手なこと言つてるのかとお怒りの方々、酒の上での話。まあ、ご勘弁を…。

【作者略歴】

藤木順平（ふじき・じゅんぺい＝本名・藤田順一）フリーランスライター。

1976年早稲田大学卒業。

NHK「てんぶく笑劇場」の台本執筆勉強会に参加。日本テレビ「アメリカ横断・ウルトラクイズ」のクイズ作家として5年間番組に加わる。芝居・漫才の台本・コントなどを執筆するかたわら、ことわざや笑いを通じての「人間探求」をテーマにした講演を行なう。1993年から2007年まで㈱エフシー総合研究所に勤務、労働組合などへの広報紙向けに雑学系の原稿執筆やパズル・クイズの作成を担当する。

7つの間違い探し

※右の絵と左の絵には相違点が7ヶ所あります。
見つかりますかな？（答えは4Pにあります）

■作者紹介 神谷一郎（かみや いちろう）

イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大法学部卒後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアックサイバー」（グラフィック社刊）。

